地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型サービス指定申請事業者

下記事業者より運営法人の変更()に伴う指定申請がありました。

サービス種類	申請者(運営法人)	事業所名	指定予定日
認知症対応型共 同生活介護	株式会社テンダー	あったかいご燕沢東	平成 22 年 1月15日

運営法人を変更する場合には,原則として既存事業所を廃止し,新規事業所に おいて指定を受ける必要があります。

上記事業者に下記の内容の確認をしました。

- (1) 事業所従業者と法人の雇用関係が承継されること
- (2) 事業所の運営方針,利用者との利用契約等が承継されること
- (3) 人員・設備・運営基準を満たしていること
- (4) 現在の利用者に対する運営法人変更にかかる説明を実施すること
- (5) 承継対象となる各種契約上の地位及び権利義務が承継されること